明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（四八）　八
○資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（四九）　一五
○航空法の一部を改正する法律（五〇）　二六
○非訟事件手続法（五一）　三〇
○家事事件手続法（五二）　三五
○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（五三）　五一
○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（五四）　五四

〔政令〕
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一四五）　一〇三
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（一四六）　一〇三
○特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四七）　一〇四
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一四八）　一〇四

〔告示〕
○我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を改正する件（経済産業一二〇）　一〇四

本号で公布された法令のあらまし

◇産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第四八号）

（経済産業省）

1　事業再構築等の定義の変更

(一)　この法律における「事業再構築」のうち事業構造の変更に関し、資本の相当程度の増加を削除し、有限責任事業組合に対する出資を追加することとした。

(二)　この法律における「事業再構築」のうち事業革新に関し、商品及び役務又は一の役務とその他の役務を一体的に組み合わせて行う商品の新たな販売等の方式の導入により、国内又は外国における新たな需要を相当程度開拓すること（3において「新需要の開拓」という。）を追加することとした。

(三)　この法律において「事業革新新商品生産設備」とは、事業革新に必要な新商品（当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものに限る。）の生産に専ら使用される設備をいうこととした。

(四)　この法律において「中小企業経営資源活用」とは、中小企業者が、現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、若しくは新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓を行うこと又は現に有する経営資源及び合併等により他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することにより、商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供を効率化することをいうこととした。

(五)　この法律において「被承継中小企業者」とは、中小企業者が中小企業経営資源活用に際して他の中小企業者から事業を承継する場合における当該他の中小企業者をいうこととした。（第二条関係）

2　基本指針

経済産業大臣は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（10の(一)により指定された指定金融機関をいう。9において同じ。）が果たすべき役割に関する事項及び事業革新新商品生産設備の導入に関する事項を基本指針において定めるものとすることとした。（第三条関係）

3　事業分野別指針

主務大臣は、我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野又は新需要の開拓が特に必要な事業分野であって、当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る産業活力の再生又は産業活動の革新に関する指針を定めることができるものとすることとした。（第四条関係）

4　公正取引委員会との関係

主務大臣が計画を認定しようとするに際して、当該計画に従って行おうとする措置が、事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとすることとした。（第一三条関係）

5　事業革新新商品生産設備導入計画の認定等

事業革新新商品生産設備導入計画の認定等について所要の規定を整備することとした。（第一四条及び第一五条関係）

6　株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例

認定事業再構築事業者、認定経営資源再活用事業者、認定経営資源融合事業者若しくは認定資源生産性革新事業者（以下「認定事業者」という。）である株式会社又はこれらの子会社が、認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画又は認定資源生産性革新計画（以下「認定計画」という。）に従って行う公開買付けの方法による他の株式会社の株式の